

大田区勤労者共済会報の制作及び印刷業務委託 仕様書

以下、委託元である公益財団法人大田区産業振興協会を甲、委託先となる業務受託者を乙として記述する。

1 件名

大田区勤労者共済会報の制作及び印刷業務委託

なお、この仕様書で定義する「制作」とは、甲が提供する素材（テキスト、画像データ等）を元に甲が指定する形式の印刷原稿を作成したデータを納品することを指し、「印刷」とは、甲が指定する形式のデータを元に甲が指定する仕様の印刷物を納品することを指す。

2 会報「ふれあい」について

(1) 発行目的

中小企業に働く勤労者が、健康を維持し、余暇を有意義に活用するなど福利厚生の実を高めることによって労働意欲を高めることが、各種福利厚生事業を会員に理解及び加入促進を促すとともに、勤労者共済事業に対して共感（認知・興味・関心・理解）をもってもらえるよう、各種事業をわかりやすく効果的に伝えることを目的とする。

(2) 発行・配布について

2月号と8月号を除く10回、1回あたり約4,300部発行し、勤労者共済会員に配布している。また、大田区勤労者共済のホームページに紙面を掲載することで情報を区内外に発信している。

(3) 編集方針

- ① 「手にとりたくなる広報紙」を目指すため表紙のインパクトを重視している。近年は若年層の拡大に力を入れている。現在の紙面から刷新した新しいイメージを持たせる。
- ② 特集を掲載する。事務的なお知らせや定型的な告知では会報誌を読んでももらえないため、事業に関連し且つ会員の興味を引く内容とする。

3 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

制作：令和5年6月号から令和6年5月号まで 10回分

印刷：令和5年6月号から令和6年5月号まで 10回分

4 仕様・構成・規格

- (1) 乙は甲が指定するデータ（テキストファイルやPDFデータ等）を下記仕様で印刷した物を納品する。
- (2) ・刷色 4色
- (3) ・部数 約4,300部（部数は毎月、甲が指定する。）
- (4) ・用紙 FSC コート紙 A/46.5kg または同等のもの

- (5) ・インク 環境に配慮したもの
- (6) ・製本 A3 二つ折
形状 A4 判で 8 ページ、カラー刷り

5 制作業務について

- (1) 乙は下記アからイのファイルを納品する。
 - ア) 印刷物と同じイメージ（トンボ等なし）の PDF データを 250dpi の種類
 - イ) ページ毎の JPG 画像（幅 150×高さ 210 ピクセル）※いずれも甲が使用するパソコンで閲覧可能な形式とする。
※納品方法は甲乙双方で協議する。
- (2) 表紙及び本文に共通する基本デザインやレイアウトは、6月号の作成前に乙のデザイナーが提案し、甲乙双方の協議のうえ決定する。
- (3) テキスト及び画像等のデータは甲が提供するが、デザインに使用する枠や飾り文字、飾り罫、クリップアート等は乙が用意する。なお、デザイン上必要な色の指定、乙が画像のトリミングや画質補正を必要とする場合は甲と十分に協議すること。
- (4) 乙が前年度の会報に使用したデータを必要とする場合、甲は可能な限り乙に提供する。
- (5) 本文の校正について甲が指定した校正部分については、甲が提出する取引業者一覧表等に従って、乙が直接チケット取扱業者と校正を行うこと。
- (6) レイアウト案下段に記してあるスケジュール通りの行程を厳守すること。
- (7) 校正を乙が甲に提出する際、文の誤字・脱字や誤植、先祖返り防止を確認するなど必ず内校をしてから提出すること。
- (8) 工程表を提出し、作業工程に対して万全な体制にする。

6 大田区公式 PR キャラクター「はねびよん」の使用について

- (1) 会報誌の表紙に、大田区公式 PR キャラクター「はねびよん」を使用すること。
- (2) デザインの使用については「はねびよん」デザイン使用取扱要領及び大田区公式 PR キャラクター「はねびよん」デザイン使用マニュアルを遵守すること。
- (3) デザインの使用に関する申請については、乙が行うこと。

7 入稿から印刷物の納品までの流れ

- (1) 発行月の 2 か月前（前々月）の月上旬に甲は乙にレイアウト案とスケジュール、素材（テキスト、画像データ等）を提供する。
- (2) 入稿から印刷物の納品までの間で校正は 3 回以上とし、色校を 3 回以上加えること。校正の方法や各工程の期間については甲乙双方で協議する。
- (3) 校了は発行月の前月 12 日頃とする。
- (4) 甲が指定する期日までに、指定する場所へ、成果物を JPG で納品する。
- (5) 発行月の前月 20 日頃に印刷物を納品する。

8 納品場所及び配送経費について

納品場所については、印刷物は甲の事務所と発送事業者（甲が契約した事業者）の2か所とし、データは甲の事務所とする。なお、納品方法の詳細は甲乙双方で協議する。

配送経費については下記のとおりとする。

- (1) 甲への配送にかかる経費は、乙の負担とする。
- (2) 発送事業者への配送にかかる経費は、発送事業者が大田区内外に関わらず乙の負担とする。

9 契約方法及び支払い

- ・単価契約とし、請求に基づき指定口座へ振り込む。
- ・請求金額に小数点以下の端数が出た場合は、端数切捨てとする。
- ・請求書の内訳は制作と印刷で項目を分けること。

10 その他

- ・著作権、所有権は甲に帰属する。
- ・本仕様に定めがないことについては、甲乙双方の協議のうえ決定する。
- ・税法改正により、消費税等の税率が引上げられ、当該契約において引上げ後の消費税率が適用される場合には、改正以降における消費税及び地方消費税相当額は、引上げ後の税率により計算する。